
平成18年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成18年3月23日(木)

1. 議事日程第1号

平成18年3月23日(木) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 議員派遣について
 - 第 5 委員会の継続審査の付託について
 - 第 6 議員発議について
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 議員派遣について
 - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
 - 日程第 6 議員発議について
意見書(案)の提出について
-

出席議員(19名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 隈 久美男

11番	佐藤健次郎	12番	後藤勲
13番	穴井丈洋	14番	神田義彦
15番	安達宏彦	16番	片山博雅
17番	繁田弘司	19番	小野菊男
20番	横山富夫		

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高倉益雄	議事係長	横山弘康
------	------	------	------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林公明	助役	日隈紀生
教育長	西野重正	総務課長	小幡岳久
企画財政課長	大塚章雄	税務課長	梅木孝憲
福祉保健課長	松山照夫	住民課長	中尾拓
建設課長	合原正則	農林課長	秋吉徹成
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小川敬文	商工観光課長	河島広太郎
水道課長	荒木昭洋	会計課長	日隈駿一
人権・同和 対策室長	大蔵喜久男	学校教育課長	坪井万里
社会教育課長	佐藤左俊	社会教育課参事	宿利博実
わらべの館館長	酒井恵一郎	行政係長	村木賢二

午前9時59分開議

○議長（横山富夫君）おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。

会議の定足数に達しております。これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

2月23日、陳情者 穴井 正君外19人から提出されました、宇戸公民館建替への陳情の件について、3月6日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。宇戸公民館建替への陳情撤回の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、宇戸公民館建替え陳情撤回の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

宇戸公民館建替え陳情撤回の件を議題といたします。

おはかりします。

ただ今議題となっています宇戸公民館建替え陳情撤回の件について、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、宇戸公民館建替え陳情撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第2 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（横山富夫君） 日程第2、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に総務委員会の報告を求めます。

総務委員会委員長日隈久美男君。

○総務委員長（日隈久美男君） おはようございます。

総務常任委員会報告

平成18年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案20件について、3月7日に審査した結果を報告します。

1 議案第4号 玖珠町コミュニティー推進条例の制定について

本案は、玖珠町のコミュニティーづくりを推進するため制定するものです。今後は、さらに町民に対する説明が必要ではないかとの意見がでました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第5号 玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、住民との協働による地域づくりの核となる自治会館を設置するための条例を制定するもので、今後の地域住民の活動拠点となる自治会館に関する重要な条例であり、議員に対する詳細な説明もなかったことや、町民が今後公民館はどうなるのか等不安を感じていることに関し、十分な説明責任を果してはいないのではないかとの意見がでました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第6号 玖珠町国民保護対策本部及び玖珠町緊急対処事態対策本部条例の制定について

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、武力攻

撃等が発生した場合に住民を保護する目的として、必要な措置を講ずる条例です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第7号 玖珠町国民保護協議会条例の制定について

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定に伴い、国民保護に関する施策を総合的に推進するため、必要な措置を講じる条例です。

議案第6号と同じく町としては計画づくりに対しましては、慎重かつ実効性のあるものにしてもらいたいとの意見が出ました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第8号 玖珠町附属機関に関する条例の制定について

本案は、審議会・委員会などの再編に伴い、条例を制定するものです。委員の選定は従来の概念を捨てて公募する必要があるのではとの意見が出ました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第10号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度を導入しない施設について規定の整備を行う他、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第11号 玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第12号 玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について

本案は、行政経費の節減を図るため、職員給料を一律5%減額する条例です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第13号 玖珠町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、行政経費の節減を図るため、議員報酬を5%減額するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第14号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、審議会・委員会等の再編及び玖珠町国民保護協会条例の制定に伴い、条例の一部改正を行うものです。自治会館館長の報酬について従来の10%カットは引き続くのかとの質問があり、執行部よりその通りとの回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第15号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

本案は、行政経費の節減を図るため、特別職給料月額を減額するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第16号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、人事院の勧告に基づく改定であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第17号 玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について

本案は、住民との協働による地域づくりの推進を図るため社会教育施設としての地区公民館を廃止し、地区の「自治会館」とし、町民の利用に供する「公の施設」について、当該施設の利用実態に即した見直しを行うのに伴い、条例の一部改正を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第18号 玖珠町使用料条例の一部改正について

本案は、地区公民館を廃止し、地区の自治会館として設置するための改正です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第45号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成16年12月20日付けで議決した玖珠町過疎地域自立促進計画に変更が生じたため、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第46号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について

本案は、市町村合併により、市町村会館管理組合の組織変更に伴うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

17 議案第47号 大分県退職手当組合理約の変更について

本案は、市町村合併により、退職手当組合からの脱退に伴う規約変更です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

18 議案第48号 大分県消防補償等組合理約の変更について

本案は、市町村合併により、消防補償等組合からの脱退に伴う規約変更です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

19 議案第49号 大分県交通災害共済組合理約の変更について

本案は、市町村合併により、交通災害共済組合から脱退及び新たに加入することに伴う規約変更です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

20 議案第67号 土地取得について

本案は、豊後森駅機関庫跡地周辺の土地を公園用地として取得するために、議会の議決を求めるものです。質問、意見として17年度補正（第8号）専決予算で機関庫の用地分筆測量代を町が

負担したのはおかしいのではないか。鉛公害についてはどうなっているか、金額は適正なのかなどの意見が出ました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案20件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） 17号でプリントミスで「条約」としてあるが、「条例」ではないですか。

○総務常任委員長（日隈久美男君） すみません。訂正をいたします。

議案第17号で、下から3行目「条約」とありますけど、「条例」に変更いたしたいと思います。

すみません、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（横山富夫君） 総務委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

総務委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設委員長（藤本勝美君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告

平成18年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案17件、陳情1件について、3月7日、執行部出席のもと全員で審査した結果を報告します。

- 1 議案第25号 玖珠町森林等のふれあい施設の設置に関する条例の一部改正について
- 2 議案第26号 玖珠町宮山下グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 3 議案第27号 玖珠町立羽田農産物共同販売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 4 議案第28号 玖珠町立羽田農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 5 議案第29号 玖珠町有機センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 6 議案第30号 玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 7 議案第31号 玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 8 議案第32号 宇戸農畜産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 9 議案第33号 東奥山農産物共同販売施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 10 議案第34号 玖珠町鹿倉休憩舎施設の設置に関する条例の一部改正について

11 議案第35号 玖珠町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

以上、議案第25号から議案第35号は、指定管理者制度にかかわる条例の一部改正案件であり、各施設の管理運営について指定管理者が管理することができるようにするため、所要の措置を講ずるものです。

各関係課長より説明を受けた後、一括して審査を行いました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第36号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公募によらず町営住宅に入居させることができる事由を拡大するためのものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第44号 玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町給水施設の管理運営について指定管理者が管理することができるようにするため、所要の措置を講ずるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第50号 町道路線の変更について

本案は、大分自動車道側道の町への移管に伴い、既存町道に加え実延長等を変更するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第51号 町道路線の認定について

本案は、大分自動車道側道の町への移管に伴い、町道として維持管理するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第52号 平成17年度日出生台演習場周辺障害防止対策事業片平田排水路工事請負契約の変更について

本案は、転落防止柵、ガードレール等を設置する必要が生じたため、設計変更をするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

17 議案第53号 平成17年度日出生台演習場周辺道路改修等（上の市～平原線）工事請負契約の変更について

本案は、ブロック積施工設計であったが、田面横残地部を埋土にすることにより、盛土法面での施工が可能となったことにより、契約の変更をするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

18 陳情第10号 玖珠青果市場の存続についての陳情

本陳情は、青果市場を活用する生産者代表河野喜八郎氏外5名から提出されたもので、当青果

市場は、零細農家の出荷補完と町内での販売体制の維持、また、本町における地産地消の推進に役立つものであり、審査の結果、本陳情の願意は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案17件、陳情1件について審査結果の報告を終わります。

○議長（横山富夫君） 産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生委員会の報告を求めます。

文教民生委員会委員長藤野修二君。

○文教民生委員長（藤野修二君） おはようございます。

文教民生常任委員会報告

平成18年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案14件、請願1件について、3月7日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第9号 玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の制定について

本案は、昨年4月1日より運行しているふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の失効に伴い再度制定するものでありますが、利用者の要望により一部路線の統合及び変更と赤字の圧縮のための50円（大変おそれ入ります。50円と値上げの間に「の」をちょっと足していただくようお願いいたします。）の値上げを含むものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第19号 玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

本案は、大分県重度心身障害者医療費給付事業費補助金交付要綱の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

従来、知的障害者と身体障害者が対象でしたが、今回精神障害者保健福祉手帳1級所持者にも適用するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第20号 玖珠町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町老人福祉センターの管理運営について、指定管理者が管理することができるようにするためと、玖珠町民保養所の管理運営を玖珠町老人福祉センターと一体化させるために条例の一部を改正するものです。

保養所と福祉センターがそれぞれ別に設置されたのは、それなりの法的背景とかいきさつがあっ

たと思うが、それはクリアされるのかとの委員の質問に対して、保養所は昭和53年に条例が制定され、主旨は町民の健康増進と合わせて福祉の向上となっている。

老人福祉センターは、老人福祉の充実と合わせて広く町民が健康で明るい生活を営むことを目的に平成3年に建設されました。目的、主旨は老人福祉センターでカバーできるし、施設そのものも一体化しており問題ないとの説明でした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第21号 玖珠町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、大分県母子家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。主な改正点は、母子家庭に対する医療費の助成が「ひとり親」家庭に対象を広げるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第22号 玖珠町部落差別撤廃人権擁護に関する条例の一部改正について

本案は、審議会・委員会等の再編に伴い条例の一部改正を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第23号 玖珠町保育所設置及び管理条例の一部改正について

本案は、指定管理者制度にかかわる条例の一部改正案件であり、保育の管理運営について指定管理者が管理することが出来るようにするため、所要の措置を講ずるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第24号 玖珠町介護保険条例の一部改正について

本案は、介護保険法第117条及び玖珠町介護保険事業計画に基づき新たな介護保険料率を定める必要があるため条例改正を行うものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第37号 玖珠町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

9 議案第38号 玖珠町教育相談センター「わかくさの広場」設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第37号から議案第38号は、審議会・委員会等の再編に伴い条例の一部改正を行うものです。

審査の結果、議案第37号から議案第38号は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第39号 玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、住民との協働による地域づくりの推進を図るため、社会教育施設としての地区公民館を廃止し、地区の自治会館として設置するため、条例の一部改正を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第40号 玖珠町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
本案は、審議会・委員会等の再編に伴い条例の一部改正を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第41号 日出生北部地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

13 議案第42号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

14 議案第43号 日出生南部地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

議案第41号から議案第43号は、指定管理者制度にかかわる条例の一部改正案件であり、各施設の管理運営について指定管理者が管理することが出来るようにするため、所要の措置を講ずるものです。

審査の結果、議案第41号から議案第43号は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持および次期定数改善計画の実施を求める意見
書の提出に関する請願

本請願は、過去再三にわたり同一主旨の請願が出され、その都度本町議会で採択され、国に対する意見書もその度ごとに提出してきたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案14件、請願1件について審査結果の報告を終わります。

○議 長（横山富夫君） 文教民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

文教民生委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長穴井丈洋君。

○予算特別委員長（穴井丈洋君） 予算特別委員会報告

平成18年第1回玖珠町議会定例議会におきまして、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第60号から議案第66号までの7議案について、3月9日と3月10日の2日間、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

なお、付託された7議案は、平成18年度一般会計並びに特別会計、水道事業の当初予算であり、議案ごとに主管課長より予算概要の説明を求め、審査を行いました。

審査では、全委員から淀みなく熱心で真摯な質問や意見、要望が出されました。特に数点にわたる大型ハード事業を手掛ける反面、各個人の家庭に直接響く医療・福祉・水道などの生活関連の出費増大が目白押しに迫り来る状況が浮上しました。

1. 議案第60号 平成18年度玖珠町一般会計予算について

平成18年度玖珠町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ72億3,000万円で、厳しい財政運営を強いられていて、前年度予算に対し7億2,600万円、9.1%の減であります。

歳入構成比は、一般財源比のうち一般財源は70%、特定財源は30%、自主財源率は28.5%、依存財源71.5%となっています。

科目別歳入内訳では、町税14億2,296万8,000円、対前年比0.6%減、地方交付税25億5,190万円、対前年比4.4%減、国庫支出金8億4,539万1,000円、対前年比14.9%減、繰入金1億7,467万3,000円、対前年比19.4%増、町債5億9,430万9,000円、対前年比41.2%減などです。

科目別歳出内訳では、総務費14億465万3,000円、対前年比21.7%増、民生費13億7,657万1,000円、対前年比5.1%増、農林水産費6億8,321万4,000円、対前年比4.2%減、教育費10億722万2,000円、対前年比40.3%減です。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 一昨年、中山田地区で自治区合併があったが、その他の区から合併の話があったか、合併の指導はどうなっているか。

(答) その他の区からの合併の話は今のところない。合併に指導は特にしてないが、代表者会議に30万円程の予算化はしている

(問) ふれあい広場の資料総括表には家が4棟もあり、その中に倉庫もあるようだが、補償費額は妥当なのか。

(答) 法人分2棟、個人分倉庫2棟がある。

(問) この資産評価は鑑定士にかけて出た評価数値なのか。

(答) 周辺土地取得時から関わって長島補償コンサルタントに依頼して算定した評価額である。

(問) 土地取得だけではどうにもならず、目的活用せねばならないが、この整備財源はどうするのか。

(答) 町長就任時、インター前を情報発信基地という計画は既にあった。地域物産発信ということで、平成9年、10年と進めた。途中平成14年6月、地権者との認識違いもあって買収事務が遅滞したが、周辺地だけでは利用価値に限度があり、再度この土地交渉に努力した。その結果合意に達し、予算計上の運びとなった。財源は特防調整交付金を充て、土地開発公社が取得にあたる。

(問) 営業補償金は15日分となっているが、他の場所に移転後売買すればよいので、補償金は

いらぬのではないか。半月で移転地に事務所ができるのか。費用額は税務署等も妥当としているのか。個人分の営業補償は計上してないがそれでよいのか。

(答) 引越し期間中は営業ができない。そのように解釈している。更地費用と移転建設費用で長島補償コンサルタントによるもので、個人については営業面の補償はない。

(問) 資産評価は、長島補償コンサルタント1社だけにしたのか。複数の評価会社の中から選定したのか。

(答) 周辺用地買収当時から長島補償コンサルタント会社に依頼した経過と、同一区画内の土地であり依頼した。鑑定結果は公共性を持ったもので、防衛庁の鑑定結果をベースとしている。不動産市場は市場原理だが、公共機関は法的な措置をベースにしなければならない。

(問) 移転新設地は未定と思うが、防衛予算活用なので竣工事務所の視察確認が必要なのではないか。

(答) 物件を買うときの移転補償に限られていて、その分の積算額だ。よって売買が完了すれば終わり、移転先の事務所新築の見届けにまでは及びにくい。

(問) ふれあい広場購入について、多くの質問意見が出ているが、この用地が絶対必要なのか。吉四六漬跡地の方がよいのではとの巷の声は届いていたと思うが、この残った部分の用地買収は途中挫折も生じながら今日を迎えている、応分の価格なのか、町民も気になるところだ。

(答) 必要である。周辺地が先に取得でき、最後に中心地が残った。吉四六漬跡地は途中から出た話であり、それ以前は議会から早く整備しろといわれていた。地価は国道に面し、インター正面前ということで少し高いが、周辺地とそんなに大差はない。吉四六漬跡地は売却する、しないで揺れていた。

(問) 自ら鳥獣被害対策事業はどんな事業か。

(答) 今までの電気牧柵とは別の事業で、100V高電圧、小電流を流す仕組みで、猪の子も入りやすくしてある。資金は県が3分の1、町が3分の1補助で、残りは受益者負担である。

(問) 有害鳥獣被害防止対策事業や猪駆除事業はどんな事業か。

(答) 電気牧柵事業で一定の効果を上げてきたが、猪は子どもが入ると親も危険を顧みず入ってしまうので、他の仕組みと併用すると効果がある。猪駆除経費は駆除頭数予測分である。

(問) 除間伐推進実施補助事業や森林整備地域活動支援交付金事業はどんな事業なのか。

(答) 除間伐事業は11年生から35年生までが対象で、国と県で77%補助、町負担13%、昨年からの3年間の事業だ。また、森林整備交付金は、森、玖珠、北山田、八幡4地区に協議配分し、林道や除間伐事業等の事業をしている。

(問) 椎茸種駒助成金はなくなったようだが、助成はないのか。地元関係者は強く希望している。県助成があれば対応するか。

(答) 県が助成を付けてくれれば、本町も努力をしたい。

(問) 工場立地促進助成金はどんなものか。町外からの既存企業は閉鎖移転が増加しているが、最近の申し込みはあるのか。

(答) 助成額は、工場誘致取得想定額の5%を確保して事業を進める。だがあくまでも町外進出企業誘致である。最近の申し込みは、大分県を通じ自動車関連1社が来ているが、確定までに至っていない。町内の既存工場撤退跡地についても県に誘致をお願いしている。

(問) 観光協会補助金が少なくて関係者は苦慮している。今後は観光立町として立ち上がる施策を組むべきではないか。

(答) 昨年は25周年記念で増額対応し、今年はそのまま推移している。指摘の項は運営費であり、事業費は別にあるので理解願いたい。

(問) 町の観光には地形や文化、夏祭りや伐株山、鏡山風車等々があるが、これらの活性化には指定管理者制度や民間移行が必要ではないか。また、行政も企業感覚がなければ立ち行かないと思うがどうか。

(答) 同感である。行政としては丸抱えや協力支援の内容を峻別しながら人材育成をはじめ各事業の自立を促していきたい。

(問) 土木費での県営負担金など相当額のものである。もっと町の業者が工事を請け負える仕組みの要請をすべきである。例えば工事額を区分した設計にするなどして、低ランク業者にも指名されるようにできないか。

(答) 町内業者の育成はできるだけ行っている。玖珠土木事務所へは話をしている。請負う業者には資本金や実績などによりA・B・Cとランクがなされていて、工事高で指名が決まってしまうのが今の制度である。

(問) 都市計画、工事請負や建物修景補助金等で森の町並み整備はどうなっているのか。

(答) 森の本町通り、下町も「町並み環境整備修景工事」を施工していく計画である。

(問) 城下町なので、建物の造形工作が大変重要だと思うが、何時、どこで決めているのか。

(答) 現時点では、町並み協議会が修景設定をしていて、平成17年度に実施計画を立てて決定している。

(問) 消防防災大分県航空隊負担金は防災ヘリ「そよかぜ」対応の拠出金か。緊急時の対応はできるのか。

(答) 「そよかぜ」は、災害、救急両方に活用できる装備を持っていて、事態の状況にあわせ、装着し替えて対応している。負担金は、「そよかぜ」活用のための負担金である。救急面については、ドクターヘリ活用の話を進めている。既に佐賀県や福岡県は活用していて、1回につき30万円負担となっている。本町は「そよかぜ」負担金のこともあり、ドクターヘリの活用までには至っていない。

(問) 教育費中の委託料は耐震度調査のようだが、どこの学校か。耐震度調査結果次第では、

学校再編も考えねばならなくなるが、新構想はあるのか。

(答) 委託料は玖珠中の耐震度調査で、残りは森中である。中学校の再編問題は検討機関を設け議論の中で考えたい。今のところ幼稚園の扱いで努力をしている。

(問) 教育費の運動公園建設委託料はどんなものなのか。この事業は今後どう展開していくのか。

(答) 委託料は用地確定の測量委託と実施計画の委託料だ。昨年12月に都市計画が決定され、都市公園になる。基本計画は策定中で、これをもとに18年度中に実施計画にかかり、用地買収に取り組んでいくことになる。

(問) ホッケー場建設事業では専決があったり、繰越明許が生じたりするほど急いでいるが、十分な論議を着実にしていくべきではないか。

(答) ホッケー場建設事業費が入札で下がった分を返却せねばならないので、18年度の国体用設備建設ラッシュを避けるため、17年度に前倒しして有利な過疎債活用を確実にした取り組みであり、理解を願いたい。

(問) 民生費の玖珠郡老人養護組合負担金が今時なぜ下がったのか。民間委託は考えないのか。

(答) この施設は、玖珠、九重両町の運営で均一負担し、黒字時には整備資金への充当をしてきた。この経理の改め論議や民間委託論議の中で、将来移行展望をした結果、負担金減となった。等がありました。

審査の結果、本案は賛成多数で、可決すべきものと決しました。

なお、本委員会は議案第60号に対し、次のとおり附帯意見を付すことを決定したことを申し添えておきます。

また、議案第60号採決後、議案第60号に対する反対の意思表示として少数意見留保の申し出があり、賛成者1名があり、少数意見の保留が決定したことをあわせて報告します。

記

議案第60号に対する附帯意見

今後「ふれあい広場」「機関庫跡地」の用地取得後、新たな計画を町執行部は予定している。しかし、財政状況厳しい中、どのような計画と予算化を伴うか具体的に議会には示されていない。

当委員会としては、特にこの二点については、計画段階で議会に十分な説明を行い、協議の上、予算執行を行うよう強く執行部に要望する。

2 議案第61号 平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

平成17年度医療費決算額を13億4,000万円、前年比9.2%増と見込んでおり、平成18年度についても同程度の伸び率を予測しています。少子・高齢化の進展や近年の医療技術の高度化等により、今後とも医療費は増大する一方と考えられます。

平成18年度の歳入歳出予算総額はそれぞれ20億2,281万9,000円で、対前年度当初比1億

3,257万7,000円の増であります。

新たな取り組みとして、生活習慣予防等の健康づくりに重点を置いた予防事業の充実を図り、医療の抑制対策に取り組むとのことであります。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税5億5,601万円、国庫支出金7億618万2,000円、基金繰入金2億などであり、歳出の主な内訳は、保険給付費14億446万4,000円、老人保健拠出金4億900万円などであります。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 国民健康保険事業特別会計は、予算総額が巨額になっている。加入者や支払額の最高、平均、最低額はどれくらいか。一般会計からの繰入額は、基金はどんなになっているか。

(答) 加入者は8,682名、保険税最高額は53万円、1人平均税額は約6万円、最低は5万円と
なっている。毎年一般会計より約1億円の繰入れであり、基金は平成16年度に3億8,700万円あ
ったが、今年は5,000万円しか残っていない。

(問) 滞納者への徴収は苦労があると思うが、格別な新しい対応はないか。

(答) 現在、滞納者対策として、短期配布扱いや資格証明発行などで効果を目指している。
等がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第62号 平成18年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算額は4,590万9,000円で、前年度比較では659万9,000円の減額となっていま
す。

公課費については、消費税法の一部改正に伴い、課税事業者扱いが3,000万円より1,000万
円となったことにより、消費税の申告義務発生によるものです。15節工事請負費は、配水管
の布設工事費の減です。

現在の給水区域内人口1,630人、給水人口1,358人、給水区域内戸数515戸、給水戸数487
戸、普及率83%となっています。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 一般会計からの繰入金に50%近くもあるが、事業会計として努力が必要ではないか。町
水道事業との1m³あたりの水道料金差はあるのか。

(答) 簡易水道と上水道の1m³あたりの水道料金は同じである。拡張工事費の借入金がある。
一般会計繰入金によって経営が成り立っている。この償還は平成23年度まで続くので、それ以後は
繰り入れも減少していくと考えられるが、平成17年度決算を見て、平成19年度には水道料金の改定
を行わなければならない状況にある。

等がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第63号 平成18年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

本案は、昭和48年から53年にかけて、同和対策事業として同和地区住民の住宅新築、改修、宅地取得の資金として貸し付けていたもので、歳入歳出予算総額は3億438万1,000円です。

特に質疑、意見もなく、審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第64号 平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

平成18年度1月末の本町の65歳以上人口は5,272名で、高齢化率は27.9%、前年同期に比べ0.7%の伸びとなっています。

第1号被保険者のうち要介護認定者は930人で、認定率は17.6%、前年比率1.2%減少となっています。

歳入歳出予算総額は14億9,796万4,000円、前年比1億9,277万4,000円の増、14.77%の伸びとなっています。

歳入の主なものは、介護保険料2億6,398万2,000円、支払基金交付金4億4,578万6,000円、繰入金2億3,827万9,000円です。

歳出の主なものは、総務費3,893万7,000円、保険給付費14億2,703万円、地域支援事業2,849万3,000円などです。

審査中に出示された質疑応答の主なものとして

(問) 地域支援事業とはどんなものか。

(答) 本年からの事業で、要介護者前の一般高齢者やリスク者の区別をして、支援事業予算を介護保険中に財源を組み込んで対応し、指導等には特養や医療機関などの専門職員の指導を受けて進める。

(問) 予算総額15億円、要介護認定者930人、この関連から端的には1人1,500万円消費となりそうだが、そう考えてよいのか。また、介護保険料は4,300円と計上されているが、その背景はどんなことなのか。

(答) 予算額の消費については、介護認定者以外には数%しかいず、ほとんどが要介護認定者である。基準月額4,300円となった理由は、制度改正によって第1号被保険者が18~19%に増加し、後期高齢者数が前期高齢者数を上回ったこと、介護老人福祉施設の新設、広域化等保険者支援給付金が廃止されたこと。地域支援事業新設の財源確保が必要となったことなどで、やむなく基準月額4,300円の保険料となった。

(問) 国は在宅介護を基本とする方針を打ち出しているが、施設介護の方が大きい予算消費となっている。手放しのままでは在宅介護に移りにくい現状にある。したがって、在宅介護移行への段階対応や指導体制も確立して取り組まなければならないのではないか。

(答) 今まで移行計画や指導などについて理念としてはあったが、具体的には何もできなかった。現状では施設介護費7億円、在宅介護費5億円となっている。今年から「地域支援事業」が

できるので、地域密着を旨として関係者への指導や方向整理を促し、移行を進めたい。

等がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第65号 平成18年度玖珠町老人保健特別会計予算について

平成14年度の制度改正により、新たな老人医療給付対象者が平成19年9月までは老人保健制度に移行しないため対象者は減少しています。

反面、高齢になれば慢性疾患が多くなり、受診率も高く、通院や入院にしても治療に要する期間が長くなりがちで、他の病気も併発しやすく、1人あたりの医療費は高くなっています。

このような状況の中で、超高齢化社会の進展に対応できるように、平成20年度に現行の老人保健制度を廃止し、新たな高齢者医療制度が始まります。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 一般会計からの繰入金や、関わる人数はどうなっているか。

(答) 一般会計からの繰入金は1億8,000万円で、加入者は平成16年度で3,421名、1人当たり老人医療費額は73万3,375円である。

(問) 老人保健特別会計の主たる歳出は、医療諸経費であることから、医療の世話にできるだけならない健康づくりこそが最も重要ではないか。

(答) 指摘のとおり、この健康づくりが今後の大きな課題である。

等がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第66号 平成18年度玖珠町水道事業会計予算について

事業予定量は給水戸数3,611戸、年間有収水量113万5,399^m³、1日平均給水量3,110^m³です。

事務の予定量については、平成17年度実施見込みを参考にして本年度の業務について実施計画が作成されています。事業収益は1億6,260万2,000円、事業費用は1億8,567万4,000円です。

3条予算の事業収益及び事業費用は、支出が収入を上回る予算編成となっていて、第二次拡張事業による事業支弁がなくなりました。平成17年度決算の見込みで、約1,000万円の損失が予想され、18年度予算による収支差額2,307万2,000円と17年度に見込まれる損失については、平成16年度決算による繰越利益剰余金3,401万1,000円のうちより財源補填をいたします。

審査中に出された質疑応答の主なものとして

(問) 簡易水道をはじめ上水道についても値上げの検討が言われているが、どれぐらいの金額になるのか。早目の通知を考えているようだが、いつ頃のことか。

(答) 試算では、15%から23%の範囲のアップとなる。この値上げができたときに急場を凌げ

るぎりぎりの線である。参考だが、北山田簡易水道では110%から115%のアップが必要。

(問) 一般会計からの繰入金があるので、独立採算制を目指す企業会計とは言い難いが。

(答) 一般会計の繰入金は、公設事業を起こした折に消防活動への支援などの意味もあり、地方公共団体からの寄付的な扱いとして事業費の10%程度を拠出することになっている。

等がありました。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案7件の審査結果の報告を終わります。

なお、審査中に町長より、医療・福祉関係等に関わって執行部、議会共々の学習の必要性を示唆していただきました。委員長からも議案等の中身が一層理解しやすい備考欄提示等を要請、学習や理解度を補強できる一策として要求したところであります。

当特別委員会の審査の結果が役立ちますよう祈念しながら、報告を終わります。

○議長(横山富夫君) 穴井議員、一言訂正をお願いします。

1ページの…ここを読んでいただけますか。

○予算特別委員長(穴井丈洋君) 訂正をお願いします。

1ページ下から13行目、「科目別歳出内訳」を「科目別歳入内訳」と訂正をお願いします。

以上です。

○議長(横山富夫君) 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、本委員会において、秦 時雄君から会議規則第76条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

秦 時雄君。

○5番(秦 時雄君) 平成18年3月10日

玖珠町議会議長 横山富夫 殿

申出者 秦 時 雄

賛成者 宿 利 俊 行

少 数 意 見 報 告 書

平成18年3月10日の予算特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1 議案第60号 平成18年度玖珠町一般会計予算書

2 意見の要旨 総合運動公園建設事業は、将来負担を伴う大事業であり、以前から財政状況を見ながら慎重に対応すべきであるとの認識から、私自身一般質問においてもその旨を再三指摘してきたところであります。景気の好転もまだ見込めない地方において、本町の財政は逼迫しており、本議会における町長の諸般の報告の中にもかってない厳しい状況に直面していると述べている。このような状況の中、時の変化、状況の変化に対応することこそ私達に課せられた使命であります。本事業予算が包括されている議案第60号に反対します。

○議 長（横山富夫君） 少数意見の報告について質疑を行います。

安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） ただ今、少数意見の留保に、今回出ております平成18年度の一般会計の60号全般についての反対を述べております。

今回、一般質問で、秦議員は浄化槽について質問しました。衛生の面で合併浄化槽設置補助金3,975万、これはやれと行って、この60号全般的にですね、賛成できない。この面は良い、この面は悪いというんじゃないくて、全般的にですね、この60号を否決した後に、本人は一般質問をしておりますが、その趣旨が私は分かりません。

この60号は本当に玖珠町にとっての今から1年間の予算で、運動公園に対しての反対であるならば、運動公園の予算を組みかえるなり何なりのしての発言にならないと、私はすべてが秦さん、宿利さんの1年間の予算を全部だめですよという意味合いと受け止めますが、そうでしょうか。

○議 長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5番（秦 時雄君） この平成18年度の玖珠町一般会計予算書に対して、私はこの総合運動公園建設事業のこの設計委託の部分において、私は従来どおり今の本町における情勢、財政状況から見て、凍結した方が良い、そういう観点から私は今日まで主張してきたつもりであります。

この平成18年度の一般会計予算を全部を否定するものではありません。しかし、この私達がこれを否定する根拠は、この中に現に18年度の一般会計予算の中に運動公園の建設事業費として設計委託が上がってるわけでありまして。この分については私達がこれまでに主張してきたとおりにですね、これについては反対したいと、そういうことで私はこの一般会計予算書について反対したわけでありまして。

○議 長（横山富夫君） 安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） このあなたの先程の報告の中に、本年度予算が包括されている議案第60号、60号を全部反対したんですね。この一般会計予算を、この60号をすべてを反対してるわけなんです。そうでなければおかしいと思いますが、運動公園だけのですね、反対であると言うんなら、もうちょっとほかに予算の組み替え、いろんな面でこういうふうなというようなね、少

数意見が出なきゃおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（横山富夫君） 秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 私のここでその少数意見のですね、要旨の中身については、この一般会計の、18年度の玖珠町一般会計の予算の中のこの運動公園建設事業の部分に反対をするということとであります。

○議長（横山富夫君） 繁田弘司君。

○17 番（繁田弘司君） 秦さん、大変大きな間違いをしてるんじゃないかと思いますが、これ予算委員会の中で、あなたは議案第60号すべてにあのとき反対したわけです。しかもその反対した立場でこの少数意見の報告書をですね、60号に反対しますと言いながら、今その質疑の中で、全部に反対したんじゃないというようなことを言いますと、議会のもう何と申しますか、賛成・反対が大変目茶苦茶になりますので、ちょっとこの少数意見の報告書についてはですね、休憩をさせていただいて、申出者と賛成者にもう1回ですね、お話をしたうえできちっとした答弁をなされたらいかがでしょうか。

議長、そういうふうに休憩をここで一旦求めて、お二人の意見の統一を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横山富夫君） 暫時休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

△

午前11時48分 再開

○議長（横山富夫君） 再開します。

秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） ただ今の少数意見の留保の報告について、撤回をしたいと思っておりますので、許可をお願いします。

○議長（横山富夫君） おはかりします。

ただ今、秦議員より少数意見の留保の報告の撤回の申し入れがありました。

申し出のとおり、撤回に賛成する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（横山富夫君） 挙手全員です。

よって、少数意見の留保の報告は撤回することといたしました。

次に、基地対策特別委員会委員長の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長片山博雅君。

○基地対策特別委員長（片山博雅君） 基地対策特別委員会の報告をいたします。

平成18年第1回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に審査の付託を受けました陳

情 1 件、要請 1 件について、審査した結果を報告します。

1. 陳情第 3 号 日出生台での米海兵隊の実弾射撃訓練に関する陳情

2. 要請第 1 号 日出生台での沖縄米軍移転演習に反対であることの姿勢を堅持すること、使用協定の遵守と訓練の拡大を絶対にさせないように国に要請することの要請

陳情第 1 号と要請第 1 号は、共に日出生台演習場での沖縄米軍実弾射撃訓練拡大に反対し、同演習の縮小、廃止を求める同一の願意であり、一括して審査を行いました。

特に、今回米軍が実施しようとしている小銃、機関銃の射撃訓練は使用協定にないものであり、使用協定の遵守、訓練の拡大をさせないなどの強い願意であり、審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

したがって、本陳情と本要請の願意を国会及び政府関係機関へ意見書の提出を用意しています。

以上、陳情 1 件、要請 1 件についての審査結果の報告を終わります。

なお、当委員会では基地問題について引き続き調査、研究するため、全会一致で継続することに決しました。

以上です。

○議 長（横山富夫君） 基地対策特別委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第 2 討論

○議 長（横山富夫君） 日程第、これより討論を行います。

議案第 4 号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 議案第 5 号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 議案第 6 号に対する反対意見の発言を許します。

（な し）

- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第7号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第8号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第9号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第10号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第11号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第12号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第13号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第14号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第15号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第16号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第17号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第18号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第19号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第20号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第21号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第22号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)

- 議 長（横山富夫君） 議案第23号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第24号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第25号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第26号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第27号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第28号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第29号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第30号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第31号に対する反対意見の発言を許します。

- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第32号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第33号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第34号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第35号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第36号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第37号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第38号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長（横山富夫君） 議案第39号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)

- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第40号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第41号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第42号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第43号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第44号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第45号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第46号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第47号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。

- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第48号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第49号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第50号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第51号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第52号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第53号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第60号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 議案第61号に対する反対意見の発言を許します。
- (な し)
- 議 長(横山富夫君) 賛成意見の発言を許します。
- (な し)

- 議 長（横山富夫君） 議案第62号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第63号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第64号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第65号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第66号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 議案第67号に対する反対意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 賛成意見の発言を許します。
（な し）
- 議 長（横山富夫君） 以上で討論を終わります。

日程第4 採決

- 議 長（横山富夫君） 日程第4、これより採決を行います。
議案第4号から議案第12号までは条例の制定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

議案第4号から議案第12号については、一括採決することに決しました。

議案第4号から議案第12号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

お座りください。

よって、議案第4号から議案第12号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に議案第13号から議案第38号までは条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第38号については、一括採決することに決しました。

議案第13号から議案第38号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第13号から議案第38号については、原案のとおり可決することに決定しました。

これより議案第39号について、を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

なお、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについては、これを廃止するときは地方自治法第244条の2の第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要といたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

出席議員は19名であります。その3分の2は13名です。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員であります。

所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号から議案第44号までは条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第44号については、一括採決することに決しました。

議案第40号から議案第44号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第40号から議案第44号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号は玖珠過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

議案第45号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号から議案第49号までは地方公共団体の数の増減と組合規約の変更についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第49号については一括採決することに決しました。

議案第46号から議案第49号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第46号から議案第49号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号と議案第51号は、町道路線の変更と認定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号と議案第51号については一括採決することに決しました。

議案第50号と議案第51号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第50号と議案第51号については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号と議案第53号は工事請負契約の変更についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号と議案第53号については一括採決することに決しました。

議案第52号と議案第53号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第52号と議案第53号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号、平成18年度玖珠町一般会計予算については、委員長報告は原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(横山富夫君) 起立多数です。

よって、議案第60号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第61号から議案第66号の6議案は、平成18年度特別会計及び水道事業会計の当初予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第66号については一括採決することに決しました。

議案第61号から議案第66号については、委員長報告はいずれも原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、議案第61号から議案第66号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号は土地取得についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、文教民生委員会に審査の付託をいたしました請願1件について採決いたします。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持および次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出についての請願について、委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、産業建設委員会に審査の付託をいたしました陳情1件について採決いたします。

陳情第10号 玖珠青果市場の存続についての陳情について、委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、基地対策特別委員会に審査の付託をいたしました陳情1件、要請1件について採決いたします。

陳情第3号、日出生台での米海兵隊の実弾射撃訓練に関する陳情について、要請第1号、日出生台での沖縄米軍移転演習に反対であることの姿勢を堅持すること、使用協定の遵守と訓練の拡大を絶対にさせないように国に要請することの要請は、願意は同じであり、これを一括採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

委員長報告はいずれも採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（横山富夫君） 起立多数でございます。

よって、陳情第3号と要請第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、総務常任委員会に継続審査の付託をいたしました陳情案件1件について採決いたします。

陳情第5号、定率減税全廃などの増税中止を求める陳情について、委員長報告は不採択です。

陳情第5号に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長(横山富夫君) 起立少数です。

よって、陳情第5号は不採択と決することに決しました。

日程第5 議員派遣について

○議 長(横山富夫君) 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第6 委員会の継続審査の付託について

○議 長(横山富夫君) 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の付託についておはかりします。

本定例会において、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査に付託することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり担当委員会に継続審査の付託をすることに決しました。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

日程第7 議員発議について

意見書（案）の提出について

○議長（横山富夫君） 日程第7、議員発議を議題とします。意見書（案）4件が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持および次期定数改善計画の実施を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、8番藤野修二君。

○8番（藤野修二君） 発議第1号

平成18年3月23日

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

提出者	玖珠町議会議員	藤野 修二
賛成者	〃	秦 時雄
〃	〃	小野 菊男
〃	〃	穴井 丈洋
〃	〃	後藤 勲
〃	〃	宿利 俊行

義務教育費国庫負担制度の堅持および次期定数改善計画の実施を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持および次期定数改善計画の実施を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるように、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、平成18年度から義務教育費国庫負担金のうち、国の負担が2分の1から3分の1に変更されることが決定している。3分の1になれば、今まで以上に地方財政に負担をかけることは必至である。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良

質な教育が受けられることは、憲法の保障するところである。よって、次の事項について策を講じられるよう要望する。

記

1. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
2. 義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画を実施し、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

大分県玖珠町議会

議長 横山 富夫

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿
文部科学大臣 小 坂 憲 次 殿
財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 殿
総 務 大 臣 竹 中 平 蔵 殿

○議 長（横山富夫君） ただ今提出者から説明がありましたが、これご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書の提出に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

次に、発議第2号 大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾射撃訓練の拡大に反対し、同訓練の縮小、廃止を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 発議第2号

平成18年3月23日

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

提出者 玖珠町議会議員 安達 宏彦

賛成者 " 繁田 弘司

 " 穴井 丈洋

〃	〃	後藤 勲
〃	〃	佐藤健次郎
〃	〃	藤本 勝美
〃	〃	秦 時雄
〃	〃	清藤 一憲
〃	〃	宿利 俊行

大分県日出生台演習場での米海兵隊の実弾射撃訓練の拡大に反対し、同訓練の縮小、廃止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

大分県日出生台演習場での米海兵隊実弾射撃訓練の拡大に反対し、同訓練の縮小、廃止を求める意見書（案）

大分県日出生台演習場では、平成11年から米海兵隊による実弾射撃訓練が実施されている。

本年実施された同訓練では、過去最多の570発もの激しい砲撃訓練が行われた。さらに、今回の実弾射撃演習初日1月30日には、守屋武昌防衛事務次官とティモシー・R・ラーセン在日米軍副司令官より、石川公一大分県副知事と関係3自治体の首長に対し、これまでの砲撃訓練に小火器を加えた訓練の拡大が迫られた。報道各社もこれをトップに報道し、米軍が日出生台での訓練を拡大したいとの強い意向が明らかになった。

この訓練拡大要請は、今に始まったものではなく、数年も前から日本政府に対しては求め続けたものであることや、今後他の訓練移転地においても同様に訓練拡大を求め続けていくことが明言されている。

しかし、この米軍演習が日出生台演習場で行われることにあたっては、平成9年10月に大分県、関係3自治体と、福岡防衛施設局の間で「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」が結ばれたが、訓練の内容は砲撃訓練に限定されている。今回の米軍の要請はこの協定にはまったくないものであり、断じて容認できない。

また、今回の訓練では情報公開も大きく後退し、これまで1カ月前には公表されていた米軍行動日程が1週間前に、さらに米軍外出情報が関係自治体以外は完全に非公開となるなど、非公開の範囲が拡大されていることに大きな懸念を抱かざるを得ない。

これまで、大分県、関係3自治体では日出生台の米軍訓練の縮小、廃止については再三申し入れをしてきたところである。特に演習場の約8割を占める演習場に隣接した集落を多く抱える当議会では、国に強く次のことをあらためて求める。

記

1. 日出生台演習場の米軍使用に関する協定を遵守すること。
 2. 日出生台演習場での米軍訓練の拡大を行わないこと。
 3. 訓練に関する情報の迅速かつ詳細な公表を徹底すること。
 4. 日出生台での米海兵隊実弾射撃訓練は縮小、廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

大分県玖珠町議会

議長 横山 富夫

衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 扇 千景 殿
内閣総理大臣 小泉純一郎 殿
防衛庁長官 額賀福志郎 殿
防衛施設庁長官 北原 巖男 殿

以上。

○議長（横山富夫君） ただ今提出者から説明がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書の提出に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（横山富夫君） 起立多数です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

次に、発議第3号、道路整備の財源確保に関する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 9 番藤本勝美君。

○9 番（藤本勝美君） 発議第3号

平成18年3月23日

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

提出者 玖珠町議会議員 藤本 勝美

賛成者 " 江藤 徳美

〃 〃 繁田 弘司
〃 〃 片山 博雅
〃 〃 神田 義彦
〃 〃 松本 義臣

道路整備財源確保に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備の財源確保に関する意見書（案）

道路は、日常の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であり、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土を形成するためには、道路の計画的な整備が必要不可欠である。

玖珠町は、地方分権時代にふさわしい「夢のあるまちづくり」を目指し、産業の振興や住環境の整備、文化・スポーツの振興などに取り組んでいる。しかしながら、過疎化、少子高齢化の進む中であって、人口の定住や地域の活性化を図り、更なる町勢の発展を期するためには、国道などの幹線道路、日常生活を支えている県・市町村道や、安全で安心して通れる歩道などを、今後とも持続的、計画的に整備していく必要がある。

地方は、公共交通機関が未発達のために、日々の生活を車に依存しており、1世帯あたりの自動車保有台数と使用頻度は高い。このような地方の住民にとって、道路整備はなによりも切実であり、また、車の使用に応じて多くの税を負担している。

こうした中、道路特定財源の見直しに関して、12月9日に「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が公表され、厳しい財政事情の下、暫定税率を維持し一般財源化を図る方向が示された。しかし、道路特定財源を一般財源化し、道路整備以外に転用されることとなれば、遅れている地方の道路整備がますます遅れることとなり、到底容認できるものではない。

よって、国におかれては、今後の道路特定財源制度の見直しの具体的案の検討にあたり、受益者負担という制度の趣旨に則り、今後とも道路財源を一般財源化することなく、安定的な道路財源を確保し、遅れている地方道路整備に積極的に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

大分県玖珠町議会

議長 横山 富夫

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 扇 千景 様

内閣総理大臣 小 泉 純一郎様
総務大臣 竹 中 平蔵 様
財務大臣 谷 垣 禎一 様
国土交通大臣 北 側 一雄 様
経済財政政策担当大臣 与謝野 馨 様

○議長（横山富夫君） ただ今提出者から説明がありました。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

訂正をお願いします。

○9番（藤本勝美君） 訂正をお願いしたいと思います。

提出先の諸大臣宛が様になっておりますが、これをすべて「殿」に変えたいと思います。

○議長（横山富夫君） 分かりました。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書の提出に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（横山富夫君） 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

次に、発議第4号、米国産牛肉の輸入再開はわが国と同等の検査基準をもって実施することを求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、9番藤本勝美君。

○9番（藤本勝美君） 発議第3号

平成18年3月23日

玖珠町議会

議長 横山 富夫 殿

提出者	玖珠町議会議員	藤本 勝美
賛成者	〃	江藤 徳美
〃	〃	繁田 弘司
〃	〃	片山 博雅
〃	〃	神田 義彦
〃	〃	松本 義臣

米国産牛肉の輸入再開はわが国と同等の検査基準をもって実施することを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米国産牛肉の輸入再開はわが国と同等の検査基準をもって実施することを求める意見書（案）
平成13年9月、わが国は、アジアで初のBSE発生国となり、「食に関して、その危機管理」の意識と体制の欠落を露呈し、いまだにそのくり返しの状況であり、発生原因の特定さえも公表できないのである。

国民・消費者の生命・健康を守ることを第一と考えて、わが国における恒久的な「食の安全・安心」に関する諸施策を図ることが急務である。輸入食肉、とりわけ輸入牛肉については、わが国と同等の屠殺基準・BSE検査体制とあわせ、肉骨粉使用の全面禁止を実施し、トレーサビリティ制度の確立した国に限定することを強く求めるものである。

米国では、年間3,500万頭が屠畜され、その僅か1%が検査の現状であり、しかも目視でダウン牛に限られていること、家畜用飼料に肉骨粉の全面使用禁止策を講じていないこと、さらに、この短期間に施設をはじめ検査方法・基準が改善されたとは到底考えられないことと、これらのことは、「輸入再開にあたっては、事前調査の必要性」を明記した政府答弁書を閣議決定しながらも、現地確認を実施しなかった。できなかったということが何よりの証である。

政府は猛省のうえ、確たる指針のもとで、国民・消費者の信頼回復を得るためにも引き続き問題が発覚し、何ら改善されない米国産については、断じて輸入再開を行うべきではない。

なお、カナダ産牛肉についても再調査を強く要請するものである。

併せて、内閣府食品安全委員会は真の有識者をもって構成し、その学術的独立性を保障すべきものであることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日

大分県玖珠町議会

議長 横山 富夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

参議院議長 扇 千景 殿

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

農林水産大臣 中川 昭一 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

○議長（横山富夫君） ただ今提出者から説明がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本意見書の提出に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(横山富夫君) 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

藤本勝美君。

○9 番(藤本勝美君) 動議でございますが、わが玖珠町議会のこの議場に、国旗と町旗を掲揚することを提案するものであります。

○議 長(横山富夫君) ただ今、藤本勝美君から、議場内での国旗及び町旗の掲揚の動議が提出されました。

この動議に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議 長(横山富夫君) 挙手多数です。

この動議の所定の賛成者でありますので、成立をいたしました。

おはかりいたします。

本動議のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、この動議は可決されました。

取り消しをいたします。

○議 長(横山富夫君) 動議が提出されました。

この動議について藤本議員の発言を許します。

藤本勝美君。

○9 番(藤本勝美君) 議長のお許しを得て発言させていただきます。

先の世界野球選手権大会におかれましても、国旗を掲揚し、あの素晴らしい試合を見せていただきましたが、身の引き締まる思いがいたしました。この選手権大会でやはり国旗が揚がる時、何ととっても日本人は締まるのではないのでしょうか。

それから、先般、今盛んに行われてもうほとんど終わってようかと思いますが、卒業式におかれましても、小学生の1年生から6年生まで君が代を歌い、国旗を掲揚しておる学校もあったようでございます。

そういったところを見て、我々日本人は国旗がない国ではない、それを掲揚、この神聖な議場に掲揚してもおかしくないんじゃないかなろうか私はこう思って提案したわけでございます。

それで併せて町旗も、我々のこの誇りである玖珠町の町旗も一緒に併せて掲揚したいとこのように私は思って提案したわけでございます。

以上です。

議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横山富夫君） おはかりいたします。

本動議のとおり決することにご異議…

小野菊男君。

○19番（小野菊男君） 小野です。今の動議については、文書をもって提出ということになっておると思うんです。

○議長（横山富夫君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 修正動議等は文書ですが、口頭でも良いと思います。

議員必携の135ページ、いいですか。

○議長（横山富夫君） ちょっと局長に読ませます。

○事務局長（高倉益雄君） 議員必携の135ページ（動議とは）とございます。その文言の中に、「動議は一般的に会議の進行中に議員から口頭又は文書で発議され、所定の賛成者があれば成立する。」と謳われています。

○議長（横山富夫君） 以上のようなことです。

小野菊男君。

○19番（小野菊男君） その内容についてですね、文書を配付するということが必要じゃないかというふうに思うわけでございます。

○議長（横山富夫君） 片山博雅君。

○16番（片山博雅君） この135ページですが、動議は一般的に会議の進行中に議員から口頭又は文書で発議され、所定の賛成者があれば成立し、議題となり、議決されるものである。原則として口頭で行われるものであるが、修正の動議と懲罰の動議は文書によらなければならない。」とこうあります。

○議長（横山富夫君） ほかにご意見ございませんか。

繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 藤本勝美議員からただ今提出されました動議については、大変よく理解をいたします。

しかし、何ぶん、かようなことが突然のことでありまして、玖珠町議会に日の丸と町旗を掲揚するのがふさわしいかどうかという部分につきましては、私はもっと慎重に議員として議論をするべきではないかというふうに思いますので、その部分につきましては慎重な時間を与えることができるかどうか、議長に配慮をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

○議長（横山富夫君） ほかにご意見ございませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

ちょっと問題が問題だけにですね、それでは暫時休憩をいたします。

午後0時46分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（横山富夫君） 再開いたします。

この動議に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（横山富夫君） 起立多数であります。

よって、この動議は可決されました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林公明君） 平成18年第1回玖珠町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る3月2日から本日までの22日間にわたって開かれ、追加議案を含めて67議案という多くの議案を上程させていただきましたけれども、議員各位にはそれぞれの議案について終始活発なご論議と慎重なご審議を賜り、いずれの案件もご承認いただきましたことに対し、まずもってお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

本会議をはじめ各常任委員会、予算特別委員会、基地対策特別委員会、全員協議会などの審議や審査、協議の過程におきましては、先にご承認いただきました玖珠町行財政改革プランに基づいた議案であります地域自治組織の設立に向けた条例の制定、そして現行の各種審議会・委員会等の見直しに伴う条例の整備、さらに、議員さん方の報酬をはじめ玖珠町特別職及び職員の給与等人件費に係る条例の改正や、地方自治法の改正に伴います公の施設における指定管理者制度の導入に係る条例の整備など、本町が直面する様々な重要課題について真摯なご論議と多くの意見を賜ったところでございます。

また、町政に対するご叱正もいただきましたけれども、行政の執行に携わる私といたしましては、これを真摯に受け止め、今後とも町政にいささかも遺憾な点が生じないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、今定例会の開会日において、平成18年度の町政執行の基本的な考え方について申し述べさせていただきましたけれども、住民に最も近い基礎自治体であります市町村、町はこの厳しい環境の中にあっても、いっときたりとも行政サービス、住民に対する行政サービスを怠ることはできないところでございます。

現在、町政の執行にあたりましては、平成17年3月にご承認をいただいております「玖珠町行

「財政改革プラン」に基づき、日々改革、日々改革という理念を持ち続け、行財政運営に努めておりまして、事務事業の見直し等を行うことによりまして、徹底した歳出の削減を実施いたしてるところであり、その成果については先にご報告申し上げましたように、着実に数値に表われているというふうに思っております。

なお、これまでの各種の改革につきましては、機構の改革や職員数の削減、あるいは職員給与並びに諸手当の見直しなど、主に内政面、行政内部における改革が主なものでございました。

しかしながら、これからにつきましては、今議会にも関係条例を上程させていただきましたように、地域自治活動組織の確立など、町民と行政との協働による地域づくりについて積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

したがって、来年度（平成18年度）はわが町の様々な夢を着実に実現していくためのしっかりした行財政の基盤、礎をつくっていく年というふうに思っているところであり、地域福祉・地域保健の充実・産業の振興・スポーツ・文化・教育の振興を通じまして、まさに町民との対話と協働が必要な年になると考えております。

また、今日までの行財政改革プランの実施過程において、町職員の退職不補充による職員数の削減、給与及び諸手当のカット、2005年人事院勧告に伴います給与構造の改革、通勤手当の国家公務員準拠など、人件費の削減について職員の協力を求め、進めてまいったところではありますが、このことが今後におけるまちづくりに直接携わる職員の労働意欲の減退、あるいは住民サービスの低下というようなことにならないよう、首長、町長として更なる努力をする必要があることを再認識いたしてるところであります。これまで以上に職員とともに一丸となって行財政改革に取り組み、何とかこの厳しい冬の時代を乗り切りたいと、また、乗り切らなければならないと思っているところでございます。

議員各位並びに町民の皆さんのご理解を賜りたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、年度末における専決処分についてでございます。

例年のように国・県補助金等の確定、あるいは年度末の会計の精算などによります補正予算につきましては、必要に応じて専決処分をさせていただき、次期議会においてその詳細についてご報告を申し上げ、ご承認をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、桜の花も咲き始め、本格的な春の到来を迎えておりますけれども、花冷え等々この季節特有の寒暖の差が大きい日々が続いております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意のうえ、引き続き町政進展のためご活躍をされますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（横山富夫君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る3月2日開会以来本日まで22日間にわたり、議員各位、執行部におきましては、67議案にわたるご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得まして厚く御礼を申し上げます。

さて、この度3月末をもちまして定年退職されます梅木税務課長、また、定年を1年残されまして退職されます荒木水道課長、それぞれ39年、8年と長きにわたり町政発展のためにご尽力いただき、この場をお借りいたしまして、議会を代表いたしまして感謝と御礼を申し上げます。

今後は、健康に十分ご留意されまして、玖珠町のまちづくりに特段のご協力をお願い申し上げます。

さて、月が変わりますと新年度でございます。政府の進める地方分権、いわゆる三位一体の改革は、地方自治体にとりましては大変厳しい激動の時代になろうかと思われませんが、この難局を執行部、議会とが一丸となり、英知をふり絞り町民福祉の向上や社会資本の充実に応えるべく、乗り切っていかなばと考えているところであります。

今後も皆さんとともに我々議員も多様化する町民ニーズに対し、職責を果たしてまいりたいと思っておるところでございます。

これをもちまして、平成18年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後1時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年3月23日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員